

2015年(平成27年)2月25日(水曜日)

視覚障害者の歩行に欠かせぬ白杖を「凶器その他危険物」扱いする。傍聴中の白杖の携帯を禁じる愛知県議会の対応は、当事者にとって、身体の自由を奪われるに等しい人権侵害ではないか。

議会の白杖制限

するため、着席後には預かる」として、と説明する。

白杖の扱いに疑問の声が上がったのは、昨年の県議会十二月定例会。「視覚障害者の社会参加」などを取り上げる一般質問を聞くため、白杖を使う十三人が本会議の傍聴に訪れた際のことである。

議場の係員から、「着席後は白杖を預けるか、折り畳み式であるならばかばんにしまうように指示された、というのである。

一般向けの本会議の傍聴案内には「酒気を帯びている方」「凶器その他危険物を持った方」は、傍聴席に入れないと明記されている。

議会事務局は、視覚障害者の白杖も足が不自由な人が持つ杖も、その「凶器その他危険物」に相当

したため見合わせたという。議会事務局によると、傍聴規則に基づき、傍聴席に着いた全員男性から白杖を預かるとしたが、周囲の傍聴者から抗議の声が上がったため見合せたという。

他の自治体の議会では、当然に障害者本人の目的外使用は考えにくくとしても、「第三者が議場に投げ入れる可能性がある」というのである。

もちろん、愛知県議会は、障害者の傍聴を支援する取り組みを重

不測の事態も想定

する必要はあるが、愛知県や鹿児島県の

ねてきている。補聴器を補助する放送設備である磁気誘導ループシステムを設置し、五日前までに申し込めば手話通訳も付く。

にもかかわらず、当事者が「自分の身体の一部」と頼る白杖が、なぜ自由に使えないのだろう。トラブルは昨年十一月、鹿児島県議会でも起きている。

2015・2・25

中日

白杖制限 县議会に抗議

愛知の障害者団体「見直しを」

愛知県議会が目の不自由な人の白杖の持ち込みを制限している問題で、県内の障害者団体などでつくる「愛知障害フォーラム」の辻直哉事務局長らが二十三日、見直しを求める申し入れ書を三浦孝司議長あてに提出した。議会事務局は「規則の運用をどうするか議長と相談する」と応じた。議会事務局によると、議会傍聴規則で「凶器その他危険物と認められるものを携帯している者」の傍聴を禁止している。

議会事務局は、二〇一四年十一月の本会議を傍聴しようとした豊橋盲人福祉協

2015.2.24 中日

会の役員らの事前の問い合わせに対し、白杖が規則に抵触すると説明。当日もあらためて「折り畳み式ばかりにしまい、入らないものは係員に預けてほしい」と伝えた。

この日に応対した議会事務局議事課の高須浩課長は「白杖の携帯が必要との申し出があれば、議長の許可を得て原則認めていた。今は説明が不十分だった」と説明。これに対し辻事務局長は「そもそも許可が必要なこと自体が変。（許可が不要な）メガネや補聴器と同じように扱えない」と求めた。

「白杖は危険物じやない」

傍聴を望む視覚障害者に対し愛知県議会が白杖の持ち込みを制限しているため、名古屋市の障害者団体「愛知障害フォーラム」が23日、改善を申し入れた。県議会は白杖を「危険物」としており、持ち込みには議長の許可が必要。団体は「差別だ」と抗議した。

県議会の傍聴規則は、杖や傘は投げ込まれる危険性があるとして持ち込みを禁じている。豊橋盲人福祉協会（同県豊橋市）の彦坂和夫会長（83）は昨年12月、視覚障害者らと

愛知県議会 持ち込み制限

障害者団体が抗議

県議会へ本会議の傍聴に訪れた。彦坂さんら十数人が折りたたみ式の白杖を持っていた。

カバンにしまって傍聴した。

同協会も加盟する愛知障害フォーラムは「視覚障害者にとって杖は体の一部。危険物と認識されることは明らかに差別だ」と抗議。彦坂さんも

朝日新聞の取材に「白杖は社会参加に絶対必要」と改善を求めた。

議会事務局は、抗議への対応は「議長の判断を仰ぎたい」としている。岐阜、三重の両県議会は、白杖を「障害者に必要」として持ち込みを制限していない。

込みを断ることはない」としている。ただ、このことを彦坂さんには説明しておらず、「説明不足だった」と認めた。

自らも弱視で、抗議に加わった名古屋市の横井由夫さん（59）は議会事務局に「どこへ行っても白杖を預かると言われたことはない。議長の許可が必要なこと自体が問題」と伝えた。

議会事務局は、抗議への対応は「議長の判断を仰ぎたい」としている。岐阜、三重の両県議会は、白杖を「障害者に必要」として持ち込みを制限していない。

2015.2.24 朝日